

埼内管第30-2号
令和6年3月26日

一般社団法人 全日本釣り団体協議会長 様

埼玉県内水面漁場管理委員会
会長 岡本 信明

外来魚の再放流禁止に係る内水面漁場管理委員会指示について(通知)

標記の件について、別添写しのとおり令和6年3月26日付けで告示しましたので通知します。

つきましては、貴団体の構成員に対し周知徹底くださるようお願いいたします。

事務局 埼玉県農林部生産振興課
花き・果樹・特産・水産担当
電話 048-830-4151
FAX 048-830-4843

埼内管第29-2号
令和6年3月26日

公益社団法人 全日本釣り団体協議会長 様

埼玉県内水面漁場管理委員会
会長 岡本 信明

コイヘルペスウイルス病のまん延防止に係る委員会指示について(通知)

標記の件について、別添写しのとおり令和6年3月26日付けで告示しましたので通知します。

つきましては、貴団体の構成員に対し周知徹底くださるようお願いいたします。

事務局 埼玉県農林部生産振興課
花き・果樹・特産・水産担当
電話 048-830-4151
FAX 048-830-4843



埼玉県報

第501号
令和6年(2024年)
3月26日
火曜日

目次

規則

- 職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則（総務給与課）
- 特例施設占有者の指定等に関する規則の一部を改正する規則（会計課）
- 埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（交通総務課）
- 埼玉県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則（交通総務課）

訓令

- 埼玉県人事委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令（総務給与課）

告示

- 特定非営利活動法人の認定に係る公告（共助社会づくり課）
- 大規模小売店舗の変更に係る告示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に係る告示（商業・サービス産業支援課）
- 秦土地改良区の役員就任届（大里農林振興センター）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 土砂災害警戒区域等の解除（河川砂防課）
- 土砂災害警戒区域の指定（河川砂防課）
- 川口都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業の事業計画の変更（第8回）（市街地整備課）
- 県道赤浜小川線の供用の開始（熊谷県土整備事務所）
- 県道松戸草加線の供用の開始（越谷県土整備事務所）
- 県道松戸草加線の道路の占用を制限する区域の指定（越谷県土整備事務所）
- 県道吉場安行東京線の供用の開始（越谷県土整備事務所）
- 県道吉場安行東京線の道路の占用を制限する区域の指定（越谷県土整備事務所）
- 県道川口草加線の供用の開始（越谷県土整備事務所）
- 県道川口草加線の道路の占用を制限する区域の指定（越谷県土整備事務所）
- 県道松伏春日部関宿線の区域の変更（杉戸県土整備事務所）
- 選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会）
- 令和5年度包括外部監査結果報告の公表（監査第一課）

告 示

埼玉県内水面漁場管理委員会告示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十条第一項及び第七十一条第四項の規定により、水産動植物の保護を図るため、次のとおり指示する。

令和六年三月二十六日

埼玉県内水面漁場管理委員会会長 岡 本 信 明

一 指示内容

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、県内の公共用水面及びこれと接続一体をなす水面においては、埼玉県内水面漁場管理委員会が承認した場合及び埼玉県が疾病検査を行う場合を除き、コイの生きたままの持ち出し及びコイの持込みをしてはならない。

二 指示期間

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

告 示

埼玉県内水面漁場管理委員会告示第二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百十条第一項及び第七十一条第四項の規定により、水産動植物の保護を図るため、次のとおり指示する。

令和六年三月二十六日

埼玉県内水面漁場管理委員会会長 岡 本 信 明

一 指示内容

オオクチバス、コクチバス、ブルーギル及びチャネルキャットフィッシュを採捕した者は、採捕した河川湖沼及びその連続する水域にこれを再び放してはならない。ただし、公的機関が試験研究に供する場合であつて埼玉県内水面漁場管理委員会が承認した場合は、この限りでない。

二 対象区域

県内の公共用水面

三 指示期間

令和六年四月一日から令和八年三月三十一日まで